

(平成22年5月19日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認釧路地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成19年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：女  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和26年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：平成19年9月30日から同年10月1日まで  
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。  
平成19年2月から同年10月までの9か月分の保険料を控除されており、資格喪失日は同年10月1日が正しいので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成18年10月2日から19年10月31日までA社において、業務に従事し、その間の19年1月1日から同年10月1日まで厚生年金保険に加入していたとしているが、社会保険事務所の記録では、同年9月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものとされている。

しかしながら、申立人は、A社の担当者から「10月1日から労働時間を短縮するので厚生年金保険の加入は9月まで。」と言われたと主張していることに加え、同社の労働者名簿においても、健康保険及び厚生年金保険の資格喪失日が平成19年10月1日と記載されていることから、申立人は、同日まで厚生年金保険に加入していたことが確認できるほか、同社から提出された平成19年賃金台帳兼源泉徴収簿及び申立人から提出された給与支給明細書によると、同年9月分に係る厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書及び平成 19 年賃金台帳兼源泉徴収簿における厚生年金保険料控除額から、15 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所から回答が得られないため不明であるものの、事業主が資格喪失日を平成 19 年 10 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 9 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月1日から同年4月1日まで  
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無いとの回答を得た。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類は無いが、A事業所に勤務していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所の在職期間証明書から、申立人は、昭和44年4月1日から45年3月31日まで臨時職員として、45年4月1日から同年7月31日まで正職員として同事業所に勤務していたものと認められる。

また、申立人は、A事業所における臨時職員期間中の昭和45年1月1日から同年3月31日までB町の施設で研修を受けているが、申立人が正職員に任命される1年前の44年4月1日に同事業所の正職員に任命された同僚二人は、申立人と同様、正職員に任命される直前の3か月間にB町の施設で研修を受けており、この期間についても同事業所において厚生年金保険に加入し、期間が空くことなく共済組合に加入している。

さらに、オンライン記録において、申立人と同様に昭和44年4月1日からA事業所の臨時職員として勤務し、同じく45年4月1日に正職員に任命された同僚の厚生年金保険の資格喪失日は同日となっている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和44年12月の社会保険事務所の記録から3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A事業所は「関係書類も無く当時の事情は不明。」としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについて、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和46年1月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月21日から同年2月1日まで

厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

昭和41年1月20日付けでA社C支店からB支店への異動辞令を受け、その後も継続して勤務した。保険料控除の証明となる資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社B支店発行の在籍証明書及び社員カード、雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し（昭和46年1月20日に同社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和46年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所に対し、申立人の資格取得日を誤って昭和46年2月1日として届け出たと認めていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格取得に係る届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 釧路厚生年金 事案 343

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 6 月 1 日から 63 年 5 月 31 日まで  
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。  
昭和 61 年 6 月から勤務し、健康保険証を貰った記憶があるので申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、A社の元事務担当者に照会したところ、「女性工員の中には、厚生年金保険に加入していなかった人がいた。申立人も同様に、入社時には加入を希望していなかったが、勤務期間中に厚生年金保険への加入を希望したので、加入手続をした記憶がある。」と供述を得ているほか、申立期間当時、同社の被保険者として確認できる複数の者に確認したところ、「当時、従業員は約 30 名勤務していた。」と供述を得ているものの、オンライン記録によると、申立期間中の被保険者数は 16 名前後で推移していることが確認できることから、当時の事業主は、勤務していた者全員を一律に厚生年金保険に加入させていた状況にはなかったことがうかがえる。

また、オンライン記録によると、A社は平成 3 年 10 月 31 日に適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、元事業主の親族に照会したところ、「当時の関係資料は残っていない。」との回答を得ており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。